伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

　唐津市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者　氏名

　　年　月　日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

　１　森林の所在場所

|  |
| --- |
|  　　　 　　　市　　　　　　　　町 　 　　 　　　 　　　大字　　　　　　　　字　　　　　　　　地番 　　　　 　 　郡　　　　　　　　村 |

２　伐採の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 伐採面積 | ha(うち人工林　　ha、天然林　　ha)　 |
| 伐採方法 | 皆伐・択伐 | 伐採率 | ％ |
|  | 森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無 | 有　・　無 |
| 作業委託先 |  |
| 伐採樹種 |  |
| 伐採齢 |  |
| 伐採の期間 |  |
| 集材方法 | 集材路・架線・その他（　　　　） |
|  | 集材路の幅員・延長 | 幅員　　　　ｍ　・　延長　　　　ｍ |

３　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　森林の所在場所ごとに記載すること。

３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

７　当該報告を故意に行わなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合は、罰則が適用される場合があること（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条））。